

午後 3 時 28 分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に16番草場重正議員の質問を許可します。16番草場重正議員。

（16番草場重正君登壇）

○16番（草場重正君） 16番の草場重正でございます。きょうは最後になりました。項目が1つでありますので、簡単にお話をしたいと思います。

さて、民主党政権の2年間は、夢見る友愛主義の鳩山総理から打算的な御都合主義の菅総理まで、この2年間日本は大いに国力を落としてしまいました。また、彼らの政治主導とは思いつきの権力の行使でもありました。子ども手当を外国人にまで配り、尖閣諸島の中国船衝突事件ではビデオを隠匿、前言をすぐにひるがえしますので、前首相が後継首相をペテン師とののしりました。当の前首相もすぐに変節をいたしました。

私たち国民は新総理が誕生するたびに、大言壮語や美辞麗句は要らない。ただ語りかけた言葉と心中してほしいと思うのであります。

亡くなった作詞家の阿久悠さんは、リーダーの条件は言葉にあると語っていたのを思い出しております。

日本の有権者は、思想や言葉の横滑りには至って寛容であります。

世界の政治家と違って、政治発言で命を落とすことはございませんので、閣僚の言葉は羽根のように軽くなります。

しかし、アメリカの閣僚は議会の口頭試験を経て承認されますので、素人には務まりません。当然ながら、閣僚には矢のような質問が浴びせられます。一たん、議会証言でつまずきますと、閣僚は更迭をされます。

本日の質問は、私がつまずくことがあっても、朝倉市の職員は優秀でありますので、そつはないと思いますが、市民にもわかりやすく答弁をしていただきたいと思います。

さて、あしたは12月14日、「あら楽し 思いは晴るる 身は捨つる 浮世の月にかかる 雲なし」、今から309年前の元禄15年12月14日、吉良邸に討ち入った大石内蔵助の辞世の句であります。本日は私も赤穂義士の覚悟で切り込みたいと思います。

しかしながら、きょうは教育委員会の主君であります教育長が病気のためにお休みでありますので、まことに残念であります。

以下、質問席から続行させていただきます。

（16番草場重正君降壇）

○議長（手嶋源五君） 16番草場重正議員。

○16番（草場重正君） 本日の教科書選定につきましては、柴山議員がさわりを言いましたので、その補足をきょうは質問させていただきたいと思います。

なお、柴山議員からくれぐれも深く掘り下げながら追及をしていくようお尋ねをするようにと言いつかっておりますので、その点を教育委員会は率直に答えていただきたいと思います。

うのであります。

21世紀を生きる朝倉市の子どもたちが健やかに成長し、日本人としての誇りと自覚を失わず、世界じゅうの人々と交流できるために編さんされたのが教科書であります。

世界のどの国民も、それぞれの固有の歴史を持っております。それと同じように、日本も固有の歴史と文化があります。日本は古くから文明をはぐくみ、独自の伝統を育ててまいりました。そして日本はいつの時代にも、先進文明に歩調を合わせて、着実に歴史を重ねてまいったと思っております。

欧米列強の力がアジアをのみ込もうとしていた時代、日本は自国の伝統を生かして、西洋文明との調和の道を探り出し、そして近代国家の建設と独立の維持に努力をしてまいりました。しかしそれは、諸外国との摩擦と緊張を伴う厳しい歴史でもありました。私たちの祖先がこうしたたゆまぬ努力の上に今日の朝倉市というのが成り立っていると私は思っております。

特に、子どもたちの歴史教科書は、日本国と日本人の自画像に品格を持ったものが求められていると私は思っております。聖徳太子や坂本龍馬など、祖先の活躍に胸を踊らせ、失敗の歴史にも冷静に目を向けて、その苦楽というのを追体験できる日本人の物語であることが望ましいと私は考えております。

さて、本日はこの教科書選定について、若干検証してみたいと思います。

沖縄県の石垣市と与那国町、そして竹富町からなる教科用図書八重山地区採択協議会が選定しました公民教科書が一転不採択とされた問題は、石垣市側が行政訴訟も辞さない構えを見せるなどして、文科省の対応というのが話題になっております。

既に、中学校の教科書選定は8月に終了し、平成24年度から新しい教科書へ移行すると聞いております。さっき申しました沖縄県の八重山採択地区協議会が採択した育鵬社の公民教科書は、竹富町教育委員会のみが不採択とした問題で、県教育委員会の担当課長の介入で採択のやり直しとなって、育鵬社の教科書が沖縄県教育委員会の圧力で逆転不採択となりました。適正な手続を踏んだ協議会の決定がひるがえされたのは、昭和38年にこの教科書制度が始まって以来のことだと聞いております。

そもそも、採択制度とは党派的な圧力や政治的な妨害などから、教育制度というのを守り、彼らの目にかなった教科書を選び、子どもたちに届けるという大切な制度であります。

公教育を守るために存在する採択協議会というのは、地区内の組織であり、既に法律に基づいた議決というのは終わっているのです。団体や組合などの抵抗が激しいとの理由で議決したのをひるがえすのは、一体何のための採択制度なのか、守るべきは採択協議会の議決に基づく採択であり、指導すべきは違法状態を生んだ竹富町にあるのは明らかであります。

このような要求を通せば、採択制度そのものが崩壊をいたします。沖縄県教委は不当な介入というのを直ちにやめるべきであると思います。ここで、不思議なのが、この不

当な介入に対して、普通ならば文科省の強力な指導が入るのに、その指導というのが見えてこない点にあります。

そこで伺いますが、この新聞等でも論評されております沖縄県の紛糾している問題の原因というのを伺いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 今、言われました沖縄県八重山地区の教科書採択に関する問題につきましては、大筋としましては今議員が申されたとおりでございます。私どもが聞き及んでおりますところによりますと、議員言われますように、沖縄県石垣市、与那国町、竹富町で構成されております教科用図書採択八重山地区協議会のほうが23年8月23日に24年度から4年間使用する中学社会科公民の教科書について育鵬社版を選定し答申いたしました。この答申を受けて通常は参加した市町村がそのまま採択するところでしたが、竹富町が今議員も言われましたように、別な東京書籍版を採択したために、今言われますように、同一の教科書の採択という関係から、9月8日に沖縄県の教育委員会もオブザーバー参加の上で、3市町のエド委員13人の方が全員集まり、多数決により東京書籍版を選び直したということに、というふうに聞き及んでるところでございます。

しかしながら、今申されたような問題もございますので、同日の協議が有効かどうかの議論などが進んでおりませんので、現在も統一化ができていないというふうな状況というふうに聞き及んでおるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 16番草場重正議員。

○16番（草場重正君） たしか安倍内閣の平成18年、当時約60年ぶりに改善されました教育基本法では、教育の目的に人格の形成や国家社会の形成者として、心身ともに健康な国民の形成を規定し、教育の目標というのを新たに設定をいたしました。

学校教育では、次代の我が国を担う国民を育てるという教育の目的を達成するため、人間的に徳育のある子どもを育成するというねらいがあります。特に、義務教育では私が申すまでもなく、公共の精神、規範意識、そして国や郷土を愛する心をはぐくむことが重要であります。

平成13年の教科書選定では、全国各地で教育委員会事務局に電話やファクス、手紙などが大量に送られたり、あるいは人間の鎖と称して、教育委員会事務局を包囲するなど、団体等の不当な圧力があつたと聞いております。

本来、中立公正であるべき教科書選定がゆがめられる結果となった事態を受けて、文科省では外部からの圧力に左右されることなく、採択権者の権限と責任において、公正で適正な採択を実施するよう過去には幾度も通達を出しているみたいであります。

しかし、民主党政権に変わった今日、この文科省ではこの勧告というのを見送っているみたいであります。理由の1つは、この紛争地域というのが、今普天間問題などで野田政権が一番頭を痛めている沖縄だからであります。ほかの地域で同様のことが発生すれば、

直ちに文科省が介入するであります。

もう1つの理由は、野田内閣が民主党幹事長を初めとする政府の要職を多数の組合出身者が占めて、肝心の文科大臣も選挙で推薦を受けて当選をしておるという実態もまた新聞に載っております。

この地域の紛争をこのまま放置するとすれば、現行の教科書採択制度は一挙に崩壊する危険性をはらんでおります。気に入らない法律は守らなくていいという既成事実を放置すれば、法治国家そのものの土台が崩れてくると私は危惧をいたしております。

そのような中に、次年度からの教科書が決定されたと聞いておりますけども、朝倉地域における教科書選定の流れと仕組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） お尋ねの朝倉地域におきます教科書選定の流れと仕組みという御質問でございますが、まず教科書採択の仕組みについて御説明申し上げます。

市町村の小中学校で使用されます教科用図書の採択権限は、市町村の教育委員会にあります。義務教育小学校教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、福岡県教育委員会が設定いたしました第8区教科用図書採択協議会、これは朝倉市を初め小郡市、うきは市、東峰村、筑前町、大刀洗町で構成しての共同採択というふうになるところでございます。

したがって、共同採択をする市町村が共同で教科用図書採択協議会、事務局は小郡市でございますが、を設置しまして、教科用図書の制定を行っております。そうしまして、その採択協議会の選定結果について、すべての市町村教育委員会の同意を得て、最終的に統一の教科用図書を採択するという仕組みになっているところでございます。以上が仕組みの状況でございます。

○議長（手嶋源五君） 16番草場重正議員。

○16番（草場重正君） 採択に関する制度、組織というのが一般の人には非常にわかりづらいですので、きょう恐らく聞かれた人もわからない人も多いと思います。私自身もまだわからない部分がかなりございます。この採択協議会の下に選定委員会があり、その下にまた調査委員が置かれているという話を聞いております。調査委員で構成される調査研究委員会が、教科、種目ごとに組織をされ、教科書を検討して評価されとのことでありますけれども、この選定委員会及び調査委員の身分あるいは人数などがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 御質問の選定委員会と調査委員の身分等についての詳細につきましては御説明申し上げます。

まず、北筑後教育事務所管内の先ほど申しました8市町村、朝倉市以下の8市町村で調査研究協議会を設けております。教科ごとに5名から8名の合計69名で構成する調査研究

部会で教科書検定、国の教科書検定を得ました全種の調査、教科書の全種類の調査を行いまして、調査研究協議会のほうに検討内容を報告することになります。次に、北筑後教育事務所管内のうち、福岡県が選定しました第8区の今説明申し上げました協議会、朝倉市が入っております協議会のほうでは、今申しました調査研究協議会から報告を受けました全種の報告に基づき、教科ごとに選定部会、全体で36名です。校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭等の構成でございます。そのうち、朝倉市からは11名の委員が出てありますが、そういった関係でことしにつきましては、中学校から意見等を聴取しながら、3種類以上の教科を選定しまして、選定委員会総括部会というのがあります。これも校長、教頭、ほかに大学教授、保護者の代表ということで構成されております。20名程度でございますが、そこで取りまとめ調整が行われまして、採択協議会へ答申し、さらに採択し、採択協議会で教科書の選定を行いまして、構成している各市町村へ選定結果を報告するという流れになっているところでございます。

○議長（手嶋源五君） 16番草場重正議員。

○16番（草場重正君） 要するに、今の説明によりますと、この北筑後事務所管内では、久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、そして大刀洗町と筑前町、それに東峰村が北筑後事務所管内の所管になります。今、第8地区と第7地区を言われましたけれども、久留米市というのは中核都市になったから別個ということですね。久留米市を除く4市2町1村が第8区、いわゆる甘木朝倉を含めた地区ということですね。

次に、教育委員会の機能と役割についてお伺いをいたします。

松下幸之助が設立をいたしました政経塾の卒業生が、平成21年3月に発刊した「私たちはどのような国を目指すのか」の中に、現在の野田総理は、日本人の歴史観をただすとして、日本国総理大臣の靖国参拝や歴史教科書に対して、中国や韓国は必ず内政干渉をする、そのたび日本政府は謝罪を繰り返す、日本の背中が曲がっている、それを伸ばさなければならぬと書いているのであります。韓国では教科書問題で島根県の竹島の記述を見つけては反日機運を盛り上げるのが日常化をいたしております。

また、中国ではさきの日本の国連常任理事国入りの問題に端を発して、反日暴動まで起こしました。これらの国は必ず我が国の教科書について、異常なほどの非難を加えてまいります。教育には我が国の将来を担う人材を育成するという崇高な使命があります。これは我が国の主権にかかわる重要な問題であります。

教科書の採択が外国の干渉によってゆがめられることがあっては断じてならぬと私は思っております。

団体などの圧力を防止するために、教科書採択制度の改善策として、いわゆる学校票の廃止と絞り込みの禁止が指導をされたと聞いております。これによって、学校の希望を集計する制度は表面上は廃止となっておりますけれども、その後も学校の希望を集約したり、序列化をして報告を受けたりするなど、以前と変わりなく学校票や絞り込みが続いている

と聞いております。教科書採択は市町村教育委員会の極めて重要な役割であり、かつまた、教育委員会の権限と責任のもとに公正で適正な教科書の選定というのが求められていると思います。

そのために審議会や検討委員会などの下部機関からの報告はあくまでも参考にしながらも、それに拘束されたり追認するだけでは、教育委員会事務局の責任を果たしたことにはならないと思います。

やはり、地区市町村の教育委員会が実際に吟味をし、比較し、みずからの判断で選択するのが自然であると考えますが、ここできょうはちょうど現場におられた参事もおられますので、そこら辺の対応なりをお伺いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 答えの前に、先ほど選定委員会と調査委員の身分のところで北筑後教育事務所管内の市町村数が、大変申しわけありません。間違えて申しましたので、先にここを訂正させていただきたいと思います。

8市町村と申しましたが、7市町村の誤りでございます。大変申しわけありませんでした。

それと、久留米市が中核都市になりますので、議員言われますように、久留米市は第7区ということで、単独での協議会が設置されておりますので、議員申されたとおりでございます。大変申しわけありませんでした。構成市町村が6市町村ということになります。

それでは今の御質問についての答弁をさせていただきたいと思います。その前に一応、採択協議会の議論の内容につきまして、若干御説明させていただきたいと思います。採択協議会での議論の内容につきましては、採択協議会での具体的な検討内容までは把握しておりませんけれども、4項目の事項、観点等からの協議がなされているところです。学習指導要領の定める目標を達成するための適切な教材構成、2点目は内容の範囲や程度、3点目につきましては個々に応じた配慮や使いやすさ、4点目につきましては印刷ぐあいなど、これらの観点から膨大な調査研究がなされまして協議が重ねられ、総合的に選定されているというふうなことでございます。

そういったことを受けまして、協議会での十分なる調査研究がなされ選定されたものを、教育委員会としまして選定理由結果や選定理由について報告を協議会のほうからいただいております。その報告書につきましては、教育委員会、朝倉市の教育委員会開催前に、各委員さんへ事前にお渡ししまして、十分に目を通していただいた上で、教育委員会で協議の上、同意を得るという形で採択にかえさせていただいているということでございます。朝倉市も教育委員会で協議し決定をしているということでございます。

また、これまでも教科書選定につきましては、合併前から十分なる議論がなされ、公平かつ適切な選定がなされてきた歴史なり経過がございます。今回の採択におきましても、先ほどから説明しておりますように、朝倉市から多くの優秀な校長や先生が参加して、採

択に携わっておりますことから、選定結果につきましては、公正かつ適切に選定されていると思っておりますのでございます。

○議長（手嶋源五君） 16番草場重正議員。

○16番（草場重正君） 4市2町1村でやっていることはさっき言いましたけれども、やはりこの選定委員会は、全部校長、教頭、教師で構成されているんですね。これから一般市民もあるいは有識者も入れて選定するように、改善をしていく時期に来ているのではないかと私は思っているから、この問題を指摘しているのであります。そもそも、教科書を採択する場合、どのような観点から多角的に調査研究しながら選定をしなければならないということが重要であると思っております。

義務教育の目的というのは、第一義的にはさっき言われましたように、学習指導要領の各教科の目標を達成することにあると思います。そして、採択においても学習指導要領の目的と内容に照らして、最も適合度の高い教科書を採択するというのが重要であります。最も一部にはどこの教科書も検定に合格しているから、同じだという意見もあります。中には、内容が外国の教科書ではないかと指摘を受ける教科書もあるということもまた事実であります。

指導要領への適合度の差や優劣がないということではないと思いますけれども、文科省の通知によりますと、採択については学習指導要領の内容のどの点を重視するかなど、各採択権者がより一層の工夫と充実を図るように求めています。教科書選定に当たっては、総花的な観点で比較検討するのではなくて、選定資料も十分に目を通しながら、選考をすべきだと思いますけれども、さっき言いました現場におられた矢野参事来られていますので、そこら辺の見解というのを伺いたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 教育課参事。

○教育課参事（矢野俊次君） 現場にいたということで、ただし教科書採択には私携わっておりませんでした。私たちは教師ですね、学校でこちらを教えます。これが学習指導要領です。この内容を教えるようになってます。それを何で教えるかというのが教科書で教えるということです。逆じゃないんですね。教科書を教えるということじゃありません。こちらの指導要領の内容を教科書を使って教える、そういう立場でこの教科書選定を行っております。この教科書採択におきましては、先ほど議員さんも言われたように、すべてが国の検定を通っております。ということは、どの教科書でも学習指導要領の内容に書いてる目標や中身、これを網羅しているというふうに私たちは捉えております。ただ書きぶりが若干違うのもありますし、書いてる分量、これが教科書会社によって違うところもございます。取り上げてる資料とかですね。この教科書の中から1つ選ぶわけなんです、これが大変な作業でございます。先ほど調査研究を行いましたけど、今回の採択しました中学校の場合、国語科が5社、書写が6社、社会科ですと地理が4社、歴史が7社、公民7社、数学7社、これすべて合わせますと66社の教科書の中から選定するようになります。

したがって、これを公正かつ適正に採択するためには、このすべての教科書についての内容はもちろん、それから子どもから見た配慮事項だとか、使いやすさ、こんなものから選定をしていきます。

そのためにそれを選定するために先ほど言った教科書の調査部会というのがあります。研究調査部会。69人でしたかね。莫大な時間を費やして資料をつくっていきます。それをもう1つ上の団体の採択協議会の中で採択をどれにするかということで決めていきます。ですので、教育委員会の中でそのすべてについて論議せろといってもなかなか実質上できないというのが現状でございます。その分を採択協議会なりに十分検討していただくという形を今とっております。

ただし、教育委員会の中でも採択した理由につきましては、事前に資料を提示しまして、教育委員さんに。御意見等をいただきながら、最終的に教育委員会で採択するというところに現在のところなっております。以上で終わります。

○議長（手嶋源五君） 16番草場重正議員。

○16番（草場重正君） 内容の書き方によって、とらえる側、勉強する側、大きく変わってくるんですね。それで柴山議員が先般の一般質問でトップバッターで言ったのはそこなんです。

国民にもそういう複雑怪奇な中で選ばれる教科書選定の過程が非常に見えにくい面があるという事実は事実として、とにかくやはり改善すべき点もあるじゃないかという議論があるのもまた事実であります。

さて、先月、府知事を任期半ばで退任をし、大阪市長選に大阪都構想を掲げて当選をしました橋下さんは、知事時代に教育基本条例をつくって、大きな反響を呼んでおります。この条例の論点の一つに、教育の政治的中立を守るという問題があります。橋下前府知事は教育の政治的中立の名のもと、実際には学校現場が政治性を帯びた一部の組合による自治管理になってると指摘をしておりました。

さらに、各教委が教育の政府的中立を誤解して、学校現場が政治性を帯びても放任をしている。これこそが教育委員会制度が機能していない証拠だと追究をしておりました。また、現在の教育委員会制度では責任の所在が不明で、複雑怪奇であります。実際、教育委員会の組織構造は、私たち市民にとっては非常に見えづらいし、さっきも申しましたように、わかりづらい点が多くあります。橋下前知事が強く指摘をしましたように、教育委員長と教育長の権限が二重構造になっております。非常勤の教育委員長が常勤の専門職である教育長を指導するなど、事実上不可能であります。

また、橋下知事は全国学力テストの市町村別結果を公表を要望したにもかかわらず、教育委員会は全国の学力テストの結果を公表するとランクづけになり、教育現場が混乱するとして反対をしました。私たち市民や保護者から見ますと、このような教育委員会の摩訶不思議な体質というのは、行政の情報公開制度を武器に、選挙で信任を受けた首長の強い

リーダーシップのもとに改善する必要があるという考えもあります。

公教育の最大の問題は、首長、教育委員長、教育長の権限が、さっき申しましたように、あいまいであればばらばらな点にもあります。文部科学省を含めたこの4者の関係というのを整備し、権限と機能のあり方を見直す時期にも来ているかとも思います。そういう意味で、教育の政治的中立性、継続性、そして安定性を確保するための新しい仕組みに改善した上で、現行の教育委員会事務局は首長の補佐機関に改編し、文科省、教育委員会による系統というのを廃止し、首長へ権限と責任を統合するのも一つの案ではなかろうかとは思っています。

私は教育のことはよくわかりませんが、確かに彼が指摘しているのもうなずける点は多々ございます。今後は政府の責任というのを明確にしつつ、教育の地方分権というのをいかに推進をしていくのか、これから朝倉市もこれに向けてのきめ細やかな論議が望まれると思います。

教育や公務員制度を転換する教育基本法条例や、橋下新大阪市長の誕生というのは、大都市のこととはいえ、教育は全国共通のものであります。この新市長の誕生というのは、全国の自治体の首長にも一石を投じたものであると思います。民主党政権というのは地域主権を確立し、財源や権限を委譲して、地域の自立を目指す公約をしまいにしました。

しかしながら、改革というのが一向に進まない。今回の大阪のダブル選挙はこれらの政権への地方からの厳しい反乱ではないかと思っています。

きょうは教育長が加療中のため欠席でありますので、これらを踏まえ市長の教育委員会に対する見解、思いというのをお聞かせ願えればと思います。御父君は福岡で教育界の大物でありましたので、そこら辺を踏まえながらお伺いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 親父は学校の先生務めておりましたけど、私はそういう経験がございませんので、多少違うと思いますが、今、草場議員が話されたことは、いわゆる平成23年9月21日に大阪府議会に提案されました、いわゆる大阪府教育基本条例案のことだろうというふうに思います。このことにつきまして、その条例案の詳しい内容は私は存じ上げておりませんので、これは大阪維新の会のほうから、議案提案というような形になつておりますけれども、提案理由だけちょっと入手しましたんで、読ませていただきますが、

大阪府における教育行政は、これまで教育の政治的中立性、教育委員会の独立性の名目のもと、政治が教育行政から遠ざけられ、民意が十分に反映されてこなかった。しかし、加速するグローバル社会に対応できる人材を育てる教育には、時代の変化への敏感な認識は不可欠である。議会が条例制定を通じて、教育行政に関与し、民意を反映させることで子どもたちの人格を完成させ、激化する国際競争に対応できる優位な人材を育てるため、条例を制定しようとするものである。

という提案理由のようであります。

ですから、先ほど草場議員少し話されましたように、教育の政治的中立性という一つの、これは理想なのかどうか別として、中でいわゆる民意が反映されなかった、一方では先ほど言われました、与党民主党の幹部の方は教育には中立なんてないと、はっきりおっしゃった労組上がりの民主党の幹部の方もいらっしゃいます、国会議員の。そういうこともあって、教育に市民の代表である議会の意思、それがひいて市民の意思ということ、それを反映させようということでのこの教育基本条例案というふうに解釈しております。

ただ、私はこの場でいろいろ賛成、考え方あるでしょうけど、私が朝倉市の市長としてこの場で大阪府で今議論されている問題について、ああであるこうであるということについて、申し上げることについては差し控えさせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 16番草場重正議員。

○16番（草場重正君） もっと率直にそういうことにとらわれず、独自の教育論点をお伺いしたかったのですが、早くやめろと言われておりますので、12分間の間に終わらせたいと思います。

大阪のさっき申しました教育基本条例は、教育に関する知事の責任というのを明確にして、職務命令に従わない教師の免職規定やあるいはまた全国学力テストの学校別結果公表などが盛り込まれていると聞いております。当の大阪府の教育委員会事務局によりますと、これまでの成果が失われるとして反対をしておりますけれども、そもそも問題教師を毅然として処分をせずに、放置していたこと自体が問題であるという指摘がなされております。

大阪に限らず過去には国旗、国歌の指導をめぐり、校長が自殺に追い込まれたり、教育委員会と組合の癒着が批判されたり、あるいはいじめ問題で事実を隠ぺいするなど、事なかれ主義というのが厳しく問われたこともありました。朝倉市の教育委員会では地域と連帯をしながら、立派な子どもを育ててほしいという願う気持ちで、本日はこの教育の問題を一般質問に取り上げたわけであります。

さて、民主党政権になってからの2年間で3人の文部科学大臣が誕生いたしました。門外漢と言われる人を大臣にする政権運営に批判が集まっておりますが、政府は一体、どんな日本人に育てるのか、その教育像というのがまるで見えてこない。この政権の教育の目玉というのは、子ども手当とそれから高校の授業料無償化でありました。高校の授業料無償化は実施されたものの、財源の確保ができないということを理由に、子ども手当は所得制限にかかる層に以前より負担増になっております。この2年間、子どもを持つ親は、子ども手当に振り回されてまいりました。確かに東日本大震災の復興に最大限に取り組まなければならないのは当然であります。しかしながら、教育や子育ては常に存在する重要な政策であります。

民主党政権が国民に公約をした看板政策をおろすなら、本来は政権からも下りるのが政治の常道であると思います。

きょうは教育問題のその一部でありましたけれども、朝倉の子どもたちが次代を担うため、健全により一層育つことを心から願いまして一般質問を終わります。

○議長（手嶋源五君） 16番草場重正議員の質問は終わりました。

以上で、本日の一般質問を終わり、残余につきましてはあす14日午前10時から本会議を開き続行いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後 4 時19分散会